

低公害車導入状況報告関係

電子申請・届出システム利用案内

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく低公害車導入状況報告関係の届出については、可能な限り電子申請・届出システムの利用をお願いします。

電子申請は、原則 24 時間 365 日受付が可能なほか、紙資源の使用もありませんので、利便性以外に環境負荷の低減というメリットもあります。

報告提出期間

毎年度 4 月 1 日から 6 月 30 日まで*に前年度の導入状況を報告

※ 6 月 30 日が休日の場合は翌開庁日

ステップ 1

..... 1 ページ

申請書の送信までをご案内します。

- (1) 電子申請用自動算定シートの作成
- (2) 電子申請・届出システムにアクセス
- (3) 低公害車導入状況報告書の送信

ステップ 2

..... 7 ページ

審査状況を確認

報告書等の提出窓口・お問い合わせ先

..... 8 ページ

電子申請・届出システム（ステップ1）

～申請書を送信する～

- 事務の流れ
- (1) 電子申請用自動算定シートの作成
 - (2) あいち電子申請・届出システムにアクセス
 - (3) 低公害車導入状況報告書の送信

自動算定シートの入手や電子申請手続きについては全てインターネットを利用します。それぞれ該当のHPへのアクセスが必要になりますが、「低公害車の導入義務及び報告について」の画面にリンクが貼ってありますので、以下の事務の概要では、この画面を起点に説明をしていきます。「低公害車の導入義務及び報告について」の画面を「お気に入り」等に入れておくと便利です。

事務の概要

(1) 自動算定シートの作成

① ファイルのダウンロード

- ・下記アドレスにより「県民の生活環境の保全等に関する条例第80条に定める低公害車の導入義務及び報告について」を表示
- ・「2 報告書の様式」の「自動算定シート(電子申請用)」をダウンロードしパソコンに保存

〈HPアドレス〉




<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/teikougai.html>

2 報告書の様式

低公害車導入状況報告書の様式は、下記のアイコンからクリック・ダウンロードしてください。この報告様式は、低公害車の種類別台数が自動算定されるエクセルシートになっています。




なお、算定シートの作成方法、導入割合の算定結果などについて、ご質問がある場合は、愛知県環境局 水大気環境課 大気規制グループ、または、提出先の県民事務所環境保全課等へ、お問い合わせください。

低公害車導入状況報告書の様式

- ・  [自動算定シート\(電子申請用・～1000台\) \[Excelファイル/267KB\]](#)
- ・  [自動算定シート\(電子申請用・～2000台\) \[Excelファイル/328KB\]](#)
- ・  [自動算定シート\(電子申請用・～6000台\) \[Excelファイル/636KB\]](#)

← 電子申請用

電子申請・届出システム用の様式です。報告台数に応じた様式をご利用ください。

- ・  [自動算定シート\(郵送用・～1000台\) \[Excelファイル/273KB\]](#)
- ・  [自動算定シート\(郵送用・～2000台\) \[Excelファイル/352KB\]](#)
- ・  [自動算定シート\(郵送用・～6000台\) \[Excelファイル/659KB\]](#)

← 郵送用

郵送用の様式です。報告台数に応じた様式をご利用ください。

② 入力

- ・ファイルを開き、「入力表の入力方法」シートに従い、「入力表」シートの入力ゾーン(紫色および黄色のセル)へ入力(「入力表 記入例」シート参照)
- ・入力後、「別紙 低公害車の種別ごとの台数」シートJ22(セル番号)と「入力表」シートJ2(セル番号)が一致していることを確認後、保存

(2) 電子申請・届出システムにアクセス

愛知県公式Webサイト (https://www.pref.aichi.jp/) から「電子申請・届出」をクリック。



(3) 自動算定シートの提出

① 手続き検索・選択

・検索BOXに「低公害車導入状況報告書」と入力し、「Q」をクリック。



・検索結果に「低公害車導入状況報告書」が表示されるので、選択。

- ・画面の下方にある「リンク集」の中から報告書の提出先の所属の手続きフォームを選択。
提出先が分からない場合は、8ページ目にある導入状況報告書等の提出窓口・お問い合わせ先を参照ください。

愛知県 あいち電子申請・届出システム

低公害車導入状況報告書

県内で使用する自動車の台数が、乗用車換算（車両総重量が3.5ト以下を1台、3.5ト超12ト以下を2台、12ト超を4台として算定）で200台以上となる事業者が届け出るものです。
最終更新日:2025年04月01日

誰のための手続きか

この手続きは次の方を対象としています。

特定自動車使用事業者※

詳細な要件について
※事業の用に供する自動車の台数が乗用車換算で200台以上である事業者

手続きの期限について

原則、4月1日～6月30日

この手続きについて

リンク集

- [県Webページ](#)
- [報告書の提出先](#)
- [環境局水大気環境課 手続きフォーム](#)
- [東三河総局環境保全課 手続きフォーム](#)
- [尾張県民事務所環境保全課 手続きフォーム](#)
- [海部県民事務所環境保全課 手続きフォーム](#)
- [知多県民事務所環境保全課 手続きフォーム](#)
- [西三河県民事務所環境保全課 手続きフォーム](#)
- [西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 手続きフォーム](#)

②Grafferアカウントの利用の有無の選択

- ・メールアドレスの入力のみで申請する方は、「アカウント登録せずにメールで申請」を選択
メールアドレスを入力して「確認メールを送信」を選択し、受信したメールに掲載されたリンクを選択。
- ・Grafferアカウントを新規登録又は利用して申請する方は、「新規登録またはログインして申請」を選択。新規登録方法は、「【参考】Grafferアカウントの新規登録」参照。アカウントを利用すると申請の一時保存や申請履歴の確認ができます。

The screenshot shows the Graffer application interface. At the top, it says "Grafferアカウントを利用する方" (For those using Graffer account) and "ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。" (Log in to save drafts and check application history). A blue button says "新規登録またはログインして申請" (New registration or login to apply). Below this, it says "または" (or) and "Grafferアカウントを利用しない方" (For those not using Graffer account). It explains that only email address confirmation is possible and that draft saving and history checking are not available. A blue button says "アカウント登録せずにメールで申請" (Apply by email without account registration). The main form area asks for an email address to use for the application and provides a link. A text input field contains "example@example.com". Below the field, it notes that if domain-specific email is set, it should be set to receive mail from "@mail.graffer.jp". A "確認メールを送信" (Send confirmation email) button is at the bottom.

メールアドレスのみの
の入力で申請する方
はこちら。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

申請に利用するメールアドレスを入力してください。
申請用のページのリンク (URL) をお送りします。

メールアドレス 必須

example@example.com

迷惑メール設定としてドメイン指定受信を設定されている方は
「@mail.graffer.jp」を受信できるよう指定してください。

確認メールを送信

Graffer アカウ
ント
を新規登録又は利用
して申請する方はこ
ちら。

③申請

- ・手続き申込画面で必要事項を入力。「ファイル添付」では作成したファイルを選択。
- ・入力内容を確認後、「この内容で申請する」ボタンをクリック。

④申請受付メールを確認

- ・申請後、次の件名で確認メールが送信されます。本文に申請の詳細を確認できるURLが添付されているため、6月30日まで大切に保管してください。
件名：愛知県 低公害車導入状況報告書 [(提出先名称)] 申請受け付けのお知らせ

【参考】Grafferアカウントの新規登録

- ・「Grafferアカウントをお持ちでない方」の「新規アカウント登録」ボタンをクリック。

ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してログインしてください。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[GピズIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

- ・「外部サービスで登録」又は必要な情報を入力してGrafferアカウントを作成する。

新規アカウント登録

外部サービスで登録

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してご登録ください。

Googleで登録

LINEで登録

[外部サービスでの登録とは?](#)

情報を入力して登録

すべての項目を入力し、アカウント登録に進んでください。

姓 必須

名 必須

メールアドレス 必須

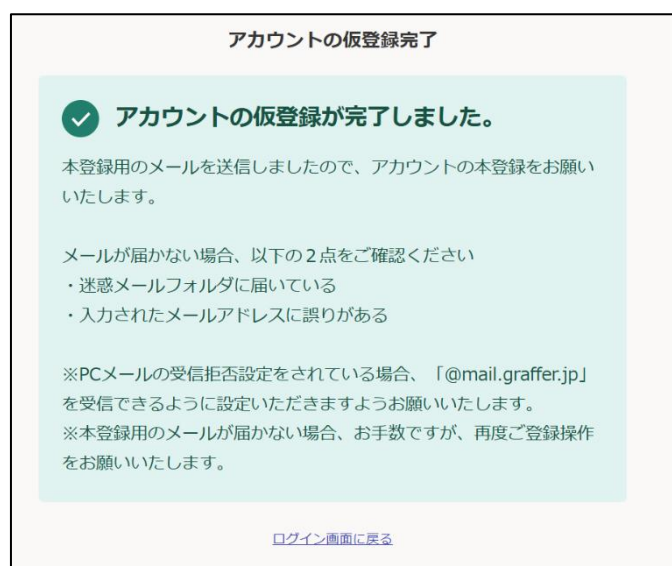
パスワード 必須
8文字以上50文字以内で入力してください。半角英数字と記号を使用可能です

パスワードを表示

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してご登録ください。

Grafferアカウントに登録

- ・この画面が表示された後、登録したメールアドレスに noreply@mail.graffer.jp から届く「【Grafferアカウント】仮登録完了のお知らせ」という件名のメールを開く。



- ・メールに記載されたURLにアクセスし、以下の画面が表示されればアカウントの登録は完了。「[こちらからログインしサービスをご利用ください。](#)」を選択して、電子申請・届出システムにログインする。



電子申請・届出システム（ステップ2）

～審査状況を確認する～

審査状況を確認

- ・申請の詳細を確認できるURLにアクセスして、対応ステータスを確認。
- ※「受付済」の状態であれば、申請の修正または取り下げが可能です。

→申請基本情報の「対応ステータス」により

- 「 受付済 」⇒ 審査中
- 「 処理中 」⇒ 申請内容を確認中
- 「 差し戻し 」⇒ 申請のやり直し等を求めた状態
- 「 完了 」⇒ 申請に対する処理が完了

The screenshot displays the 'Application Details' page of an electronic application system. At the top, there are navigation links for 'Application Overview' and 'Application Details'. Below this, the application number is shown as a redacted black bar. A button labeled 'Withdraw Application' is visible on the right. The main section is titled 'Application Basic Information' and 'Application Content'. Under 'Application Basic Information', the 'Application Recipient' is redacted. The 'Response Status' is highlighted with a red box and shows 'Received'. Below this, the 'Procedure Name' is redacted. The 'Applicant Information' section includes 'Type' (redacted), 'Email Address' (redacted), and 'Received Date/Time' (redacted).

▼▼導入状況報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

導入状況報告書の提出先については、以下の表を参照してください。

なお、前回の導入状況報告書提出後、移転等により住所が変更になった場合、または、新たに特定自動車使用事業者に該当することとなった場合は、主たる事業所の所在地を所管する機関となります。

機関名	所管市町村	住所	電話
環境局環境政策部 水大気環境課	名古屋市	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6215 (ダイヤルイン)
東三河総局 県民環境部 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6113 (ダイヤルイン)
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市、設楽町、東栄町、 豊根村	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117 (ダイヤルイン)
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、尾張旭市、岩倉市、 豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、 東郷町、豊山町、大口町、 扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 ・7255 (ダイヤルイン)
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町1-14	0567-24-2131 (ダイヤルイン)
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、美浜町、 武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111 (代)
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2875 ・2876 (ダイヤルイン)
西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494 (ダイヤルイン)